

申込み・受取り方法

申込み

①②のいずれかの方法で
申し込んでください



① 郵送で申込む

貸与申請書に必要な
事項を記入し、消費
生活センターに郵送



貸与申請書
は市ホーム
ページから
ダウンロード
できます

前橋市消費生活センター
〒371-8601
前橋市大手町2-12-1
市議会庁舎1階



② 電話で申込む

消費生活センター

tel. 027-898-1756

※電話申込みは混雑します。郵送の方法ですと
スムーズにできます。

※代理人が申し込むことも可能です。

装置の受取り

①～③のいずれかの方法で
お受け取りください

① 消費生活センター、支所、市民サービスセンターで受取り

「装置引渡しのお知らせ」
通知が郵送で到着
します

「装置引渡しのお知らせ」
通知と受取者の
身分証明書を持って、
指定場所で受取り

② 郵送(宅配便)で受取り

電話申請の場合は、市
から届く貸与申請書を
記入し市に提出して
ください

市から郵送(宅配便)

③ 市が委託する業者が設置

設置業者から電話が
あったら、設置日時を
調整してください

約束の日時に設置業者
が訪問し設置
設置完了届にサイン

装置貸与にあたっての注意事項

- ①貸与の対象者であるかの確認のため、市職員が住民基本台帳の閲覧をします。
- ②市へ装置の設置や撤去を依頼した場合は、市が委託する事業者には申請者の氏名、住所等の個人情報を提供します。
- ③装置の設置・撤去に際して別途工事が必要な場合は自己負担となります。
- ④電話回線や電話機の種類によっては取付できない場合があります。
- ⑤電気料金、電話料金及び修繕・交換費用(保証期間内を除く)は、自己負担となります。
- ⑥装置の目的外使用をすることはできません。
- ⑦ダイヤル式の電話機、ビジネスフォンには取付けられません。
- ⑧ホームセキュリティ、非常通報装置は併用しないでください。
- ⑨ボイスワープの無応答転送機能は使用できなくなります。
- ⑩モデム・ルータ等の機能の一部、ドアホン、ナンバーディスプレイは使用できなくなることがあります。
- ⑪貸与期間終了後は無償で譲渡します。譲渡後は自己管理となりますので、取り外しや修理等、装置に係る費用は全て自己負担となります。
- ⑫録音データを市民の特殊詐欺被害の防止に利用するため、データの提供の協力をお願いすることがあります。
- ⑬装置の利用に関し、市からアンケート調査等の協力を依頼することがあります。

装置貸出に関する問合せ・申請先

前橋市消費生活センター tel.027-898-1756
〒371-8601 前橋市大手町2-12-1 市議会庁舎1階
E-mail : shouhi@city.maebashi.gunma.jp

特殊詐欺被害に関する問合せ先

前橋警察署 tel.027-252-0110
前橋東警察署 tel.027-225-0110